

第7号議案

府中市いじめ防止基本方針について

上記の議案を提出する。

令和5年1月19日

提出者 教育長 酒 井 泰

府中市いじめ防止基本方針について

府中市いじめ防止基本方針について、別紙のとおり決定する。

府中市いじめ防止基本方針

令和 5 年 1 月
府中市教育委員会

1 いじめ防止基本方針策定の意義

いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題です。とりわけ学校においては、いじめ問題に適切に対処し、児童・生徒が安心して学校生活を送ることができるようにすることが重要です。

府中市いじめ防止基本方針は、学校におけるいじめ問題を克服し、児童・生徒の尊厳を保持する目的の下、府中市（以下「市」といいます。）、府中市教育委員会（以下「教育委員会」といいます。）学校、家庭、地域住民その他の関係機関が相互に連携し、いじめ防止対策推進法（以下「法」といいます。）や東京都いじめ防止対策推進条例（以下「条例」といいます。）等に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を示すものです。

2 本方針におけるいじめの定義

本方針において「いじめ」とは、児童・生徒に対して、当該児童・生徒が在籍する学校に在籍しているなど、当該児童・生徒と一定の人的関係にある他の児童・生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含みます。）であって、当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているものをいいます。

3 いじめの禁止

いじめは、いじめを受けた児童・生徒の教育を受ける権利を著しく侵害するとともに、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼし、当該児童・生徒の心に長く深い傷を残すものです。

いじめは絶対に許されない行為であり、全ての児童・生徒は、いじめを行ってはなりません。

4 いじめ防止等に関する基本的な考え方

いじめはどの学校でも起こり得るという認識の下、市、教育委員会及び学校は、日常的にいじめの未然防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合には、速やかに解決する必要があります。

とりわけ、子供の尊い命が失われることは決してあってはならず、早期発見・早期対応を基本として保護者、地域及び関係機関と連携して取り組むことが必要です。

(1) いじめを生まない、許さない学校づくり

児童・生徒がいじめについてよく考え、理解が深まるよう、道徳の授業や、児童会・生徒会等による主体的な取組などを通じて、いじめは絶対に許されないものである、という児童・生徒の自覚を促します。

(2) 児童・生徒をいじめから守ること

いじめられた児童・生徒からの情報やいじめの兆候を確実に受け止め、当該児童・生徒が安心して学校生活を送ることができるよう組織的に守り抜く取組を徹底します。

(3) 児童・生徒のいじめ解決に向けた行動の促進

学校は、周囲の児童・生徒がいじめについて知っていても、「言ったら自分がいじめられる。」などの不安を抱えている可能性に配慮し、教員、保護者等に伝えた児童・生徒を守り抜くとともに、児童・生徒による主体的な取組を支援します。

(4) 教員の指導力の向上と組織的対応

いじめ問題に適切に対応できるようにするため、個々の教員のいじめ問題への鋭敏な感覚と的確な指導力を高めます。

また、教員個人による対応に任せることなく、学校全体による組織的な取組により解決を図ります。

(5) 保護者、地域及び関係機関と連携した取組

いじめが複雑化・多様化する中、学校がいじめ問題を迅速かつ的確に解決できるようにするため、保護者や地域、関係機関と連携し、社会総がかりでいじめ問題解決に向けて取り組む必要があります。

保護者は、その保護する児童・生徒がいじめを行うことのないよう、家庭での話し合い等を通して、規範意識を養う指導などに努めるとともに、児童・生徒をいじめから保護します。

また、保護者等がいじめの情報を得た場合には、学校に速やかに連絡、相談するなど、学校によるいじめの防止等の取組に協力するよう努めます。

5 学校における取組

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

学校は、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日文科科学大臣決定）及び本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、学校いじめ防止基本方針を定めます。

(2) 組織の設置等

ア 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うための組織を置きます。

イ 重大事態が発生した場合には、教育委員会又は学校は、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行います。

(3) 学校におけるいじめの防止等に関する取組

学校は、教育委員会等と連携して、未然防止、早期発見、早期対応及び重大事態への対処の段階に応じて、いじめの防止等に向けた効果的な対策を講じていくこととします。

ア 未然防止

次の取組により、「いじめは絶対に許されない。」という雰囲気醸成を図ります。

- (7) 道徳教育及び人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進等によるいじめに向かわない態度・能力の育成
- (1) 児童・生徒自らがいじめについて学び、主体的に考え、いじめの防止を訴える取組の推進
- (7) 校内研修の充実等による教職員の資質の向上
- (5) 児童・生徒及び保護者を対象としたいじめ防止のための啓発活動の推進
- (7) 家庭訪問、学校通信など家庭との緊密な連携・協力

イ 早期発見

- (7) 定期的なアンケート調査、教育相談の実施等による早期のいじめの実態把握及び児童・生徒がいじめを訴えやすい体制の整備
- (1) 保健室、相談室等の利用及び電話相談窓口の周知等による相談体制の整備
- (7) 教職員全体によるいじめに関する情報の共有

ウ 早期対応

- (7) いじめを発見した場合に特定の教職員が一人で抱え込まない速やかな組織対応
- (1) いじめられた児童・生徒及びいじめを知らせてきた児童・生徒の安全の確保
- (7) いじめられた児童・生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保
- (5) 教育的配慮の下、き然とした態度によるいじめた児童・生徒への指導
- (7) いじめを見ていた児童・生徒が自分の問題として捉えられるようにする指導
- (7) 保護者への支援・助言
- (7) 保護者会の開催などによる保護者との情報共有
- (7) 関係機関、専門家等との相談・連携
- (7) いじめが犯罪行為として取り扱われる懸念がある事案についての警察との相談

エ 重大事態への対処

- (7) いじめられた児童・生徒の安全の確保
- (1) いじめられた児童・生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保
- (7) 関係機関、専門家等との相談・連携
- (5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案についての警察との連携
- (7) 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査の実施又は教育委員会が行う調査への協力

- (ハ) 重大事態発生についての教育委員会又は市への報告
- (ニ) 重大事態の調査結果についての市の調査（再調査）への協力

6 市における取組

(1) 府中市教育委員会いじめ問題対策委員会の設置

教育委員会は、いじめの防止等に関する施策、取組等の検証を行うとともに、必要に応じて重大事態の調査を行うため、教育委員会の附属機関として、弁護士、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的な知識及び経験を有する者から構成される「府中市教育委員会いじめ問題対策委員会」を置きます。本委員会の主な所掌事項は次のとおりとします。

- ア いじめの防止等のための調査研究、専門的見地からの審議等
- イ 市が行ういじめの防止等のための対策への助言等
- ウ 市が設置する学校において重大事態が発生した場合における事実関係を明確にするための調査

(2) 府中市いじめ問題調査委員会の設置

学校で重大事態が発生し、法第30条第1項に基づき教育委員会又は学校が調査した結果の報告を受けた市長は、必要があると認めるときは、公平及び公正な調査を行うため、第三者の学識経験者等により構成される市長の附属機関「府中市いじめ問題調査委員会」を設置し、法第28条第1項の規定に基づく調査の結果についての調査（再調査）を行うことができます。

(3) いじめの防止等に関する具体的な取組

市及び教育委員会は、学校等と連携して次の取組を行い、いじめ防止等に向けた効果的な対策を講じていくこととします。

ア 相談体制の整備

来所、電話、メールなどの多様な相談窓口を確保し、いじめに関する通報及び相談を受ける体制を整備するとともに、定期的に児童・生徒、その保護者等に周知します。

イ 関係機関等と連携した取組の推進

府中市子育て世代包括支援センター、児童館、学童クラブ、民生委員、児童委員その他の関係機関などと連携し、取組を推進します。

ウ 教職員の資質能力の向上、専門的知識を有する者の確保等

教職員の研修の充実、養護教諭その他の教職員の配置、心理職職員の確保等の必要な措置を講じます。

エ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるよう、児童・生徒に対する情報モラル教育の充実及び児童・生徒やその保護者等に対する啓発活動を行います。

オ 啓発活動

いじめの防止等のための広報その他の啓発活動を推進します。

カ いじめの防止等のための調査研究の実施

いじめの防止等のための調査研究、検証などを行い、その成果を普及します。

主な修正点

修正箇所	修正後	修正前	修正理由
<p>【1 ページ】 「1 いじめ防止基本方針策定の意義」の2段落目</p>	<p>「府中市いじめ防止基本方針は、学校におけるいじめ問題を克服し、児童・生徒の尊厳を保持する目的の下、府中市（以下「市」といいます。）、<u>府中市教育委員会（以下「教育委員会」といいます。）、</u>学校、家庭、地域住民その他の関係機関が相互に連携し、いじめ防止対策推進法（以下「法」といいます。）や東京都いじめ防止対策推進条例（以下「条例」といいます。）等に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を示すものです。」</p>	<p>「府中市いじめ防止基本方針は、学校におけるいじめ問題を克服し、児童・生徒の尊厳を保持する目的の下、府中市（以下「市」といいます。）、学校、家庭、地域住民その他の関係機関が相互に連携し、いじめ防止対策推進法（以下「法」といいます。）や東京都いじめ防止対策推進条例（以下「条例」といいます。）等に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を示すものです。」</p>	<p>パブリック・コメント手続における意見を踏まえ、全文において、市と教育委員会の役割が明確となるように修正したものです。</p>
<p>【1 ページ】 「2 本方針におけるいじめの定義」</p>	<p>2 本方針における<u>いじめの定義</u> 「本方針において「いじめ」とは、児童・生徒に対して、当該児童・生徒が在籍する学校に在籍しているなど、当該児童・生徒と一定の人的関係にある他の児童・生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含みます。）であって、当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているものをいいます。」</p>	<p>2 本方針における用語の定義 (1) 「いじめ」 「児童・生徒に対して、当該児童・生徒が在籍する学校に在籍しているなど、当該児童・生徒と一定の人的関係にある他の児童・生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含みます。）であって、当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているものをいいます。」 (2) 「いじめの防止等」 いじめの未然防止、いじめの早期発見</p>	<p>条例における用語の定義と齟齬が生じないように、いじめの定義のみに修正したものです。</p>

			及びいじめへの対処をいいます。 (3)「学校」 府中市立学校条例別表1で定める小学校及び別表2で定める中学校をいいます。 (4)「児童・生徒」 学校に在籍する児童又は生徒をいいます。 (5)「保護者」 親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいいます。	
3	【4ページ】 「6市における取組 (1) 府中市教育委員会いじめ問題対策委員会の設置」のイ	_____	「イ 市が設置する学校からのいじめの通報相談に対する、第三者機関としての当事者間の関係の調整及び解決」	パブリック・コメント手続における意見を踏まえ、削除したものです。
4	【4ページ】 「6市における取組 (1) 府中市教育委員会いじめ問題対策委員会の設置」のウ	「イ 市が行ういじめの防止等のための対策への <u>助言等</u> 」	「ウ 市が行ういじめの防止等のための対策への <u>支援</u> 」	パブリック・コメント手続における意見を踏まえ、附属機関の所掌範囲を明確にするため、修正するとともに項番を修正したものです。
5	【4ページ】 「6市における取組 (3) いじめの防止等に関する具体的な取組」の1段落目	「 <u>市及び教育委員会は、学校等と連携して次の取組を行い、いじめ防止等に向けた効果的な対策を講じていくこととします。</u> 」	_____	パブリック・コメント手続における意見を踏まえ、関係機関の役割を明確にするため、追記したものです。